令和５年度給食費及び諸会費の集金について

１　集金方法

口座振替

・　口座振替が利用できないご家庭に関しては、現金での集金となります。

２　振替日（令和５年度）

月	振替日	再振替日	備　　考
4			実施いたしません。
5	10 日(水)	22 日（月）	４・５月分(２ヶ月分)を振替します。
6	12 日(月)	20 日（火）	
7	10 日(月)	20 日（木）	
8	10 日(木)	21 日（月）	
9	11 日(月)	20 日（水）	
10	10 日(火)	20 日（金）	
11	10 日(金)	20 日（月）	
12	11 日(月)	20 日（水）	
1	10 日(水)	22 日（月）	
2	12 日(金)	20 日（火）	２・３月分(２ヶ月分)を振替します。
3			実施いたしません。

３　集金項目（月額）

○　給食費　　4,090 円・・・牛乳ありの場合

　　3,140 円・・・牛乳なしの場合

○　ＰＴＡ会費　　200 円（好間一小に在籍する学年が一番上の児童のみ）

○　協賛金（学級費含む）　300 円

４　集金額（月額）

・給食の牛乳あり　かつ　好間一小に在籍する学年が一番上の児童・・・・・・・・4,590 円

・給食の牛乳あり　かつ　好間一小に在籍する兄か姉がいる児童・・・・・・・・・4,390 円

・給食の牛乳なし　かつ　好間一小に在籍する学年が一番上の児童・・・・・・・・3,640 円

・給食の牛乳なし　かつ　好間一小に在籍する兄か姉がいる児童・・・・・・・・・3,440 円

・給食費を徴収しない（※）　かつ　好間一小に在籍する学年が一番上の児童・・・500 円

・給食費を徴収しない（※）　かつ　好間一小に在籍する兄か姉がいる児童・・・・300 円

※　給食停止者、就学援助制度の認定者、第３子給食費無償化制度の対象者を指します。